二十七　前条第一項第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額
二十八　前条第一項第三十六号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
［削る］

二十七　前条第一項第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額
二十八　前条第一項第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
二十九　医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち市町村、市町村が加入する一部事務組合等が経営する病床を有しない診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）であつて、都道府県の医療計画において、救急医療を担うものとして定められたものであり、次の表の上覧に掲げる区分に該当するものとして総務大臣が調査した診療所数（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する診療所にあつては、当該一部事務組合等を組織する市町村がそれぞれ当該一部事務組合等に対して負担すべき額として、総務大臣が調査した額の割合に応じて按分した数とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額

区分	額
主として休日及び平日の夜間（午後六時から午後十二時までの間に限る。）又は休日の日中及び平日の夜間（午後六時から午後十二時までの間に限る。）に診療を行う診療所で、前年度の休日及び夜間の診療時間の合計時間が千九十五時間以上二千六百七十八時間未満のもの	一一、三〇〇千円
主として休日の日中及び平日の夜間に診療を行う診療所で、前年度の休日及び夜間の診療時間の合計時間が二千六百七十八時間以上四千六百二十二時間未満のもの	二二、九〇〇千円

二十九　次によつて算定した額の合算額
イ　当該市町村が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
ロ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る測定単位の数値に、段階補正係数に密度補正Ⅰ係数及び普通態様補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）並びに単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇〇六を乗じて得た額
三十　前条第一項第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額
三十一　総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額に〇・五を乗じて得た額

項目	額
プラスチック使用製品廃棄物（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第二条第三項に規定するプラスチック使用製品廃棄物をいう。以下この号において同じ。）の分別収集物の質量（トン）	七九、〇〇〇円
プラスチック使用製品廃棄物の分別収集物のうち再商品化物の質量（トン）	六一、〇〇〇円

三十　次によつて算定した額の合算額
イ　当該市町村が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額
ロ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る測定単位の数値に、段階補正係数に密度補正Ⅰ係数及び普通態様補正係数を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）並びに単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇一を乗じて得た額
［新設］
［新設］